

令和4年度 大阪府

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果

目次

概況	2
1. 養介護施設従事者等(※1)による高齢者虐待への対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1)相談・通報対応件数	3
(2)相談・通報者の内訳	3
(3)事実確認の状況	3
(4)大阪府への報告	4
1-2 虐待の事実が認められた事例	
(1)施設・事業所の種別	4
(2)虐待の内容	5
(3)被虐待高齢者の状況	5
(4)虐待を行った養介護施設従事者等の状況	7
(5)虐待の事実が認められた事例への対応状況	8
2. 養護者(※2)による高齢者虐待への対応状況等	
2-1 市町村における対応状況等	
(1)相談・通報対応件数	8
(2)相談・通報者	8
(3)事実確認の状況	9
(4)事実確認調査の結果	9
2-2 虐待の事実が認められた事例	
(1)虐待の内容	10
(2)被虐待高齢者の状況	11
(3)虐待の事実が認められた事例への対応状況	14
(4)虐待等による死亡事例	15

参考・用語の解説

(※1)養介護施設従事者等

養介護施設従事者等とは、「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいう。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

(※2)養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】 集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

平成18年4月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「高齢者虐待防止法」といいます。)」に基づく、令和4年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりであった。以下、その概況を報告する。

概況

1 養介護施設従事者等による虐待

○ 虐待判断件数(直近6年分)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待判断件数	45件	50件	54件	76件	69件	61件

【令和4年度の状況】

- 種別・類型は、「身体的虐待」が51人、「心理的虐待」が35人、「介護等放棄」が8人、「性的虐待」が8人、「経済的虐待」が2人、の順であった(重複あり)。
- 養介護施設等の種別は、「特別養護老人ホーム」が17件、「(住宅型)有料老人ホーム」が17件、「(介護付き)有料老人ホーム」が9件、「介護老人保健施設」が6件、「認知症対応型共同生活介護」が5件、「訪問介護等」が4件、「通所介護等」が1件、「小規模多機能型居宅介護等」が1件、「養護老人ホーム」が1件であった。
- 事例への対応状況として、介護保険法の権限の行使による報告徴取、質問、立入検査を3件、改善勧告を1件、指定の効力の全部又は一部停止2件、指定取消1件、その他2件実施した。老人福祉法の権限の行使による報告徴取、質問、立入検査を4件、改善命令を3件実施した。法律の権限行使以外の対応として、施設等に対する指導を、市町村が50件実施した。

2 養護者による虐待

○ 虐待判断件数(直近6年分)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待判断件数	1,350件	1,480件	1,503件	1,525件	1,499件	1,485件

【令和4年度の状況】

- 相談・通報者は「警察」が43.8%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が22.4%であった。
- 「身体的虐待」が65.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」(36.2%)、「介護等放棄」(17.4%)、「経済的虐待」(15.4%)、「性的虐待」(0.5%)の順であった(重複あり)。
- 被虐待高齢者の性別では「女性」が75.5%で、年齢階級別では「75～79歳」と「80～84歳」が多く、全体の48.8%を占めた。
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が36.5%と最も多く、次いで「夫」が25.9%、「娘」が18.9%の順であった。また、84.0%の被虐待高齢者が虐待者と同居であった。
- 虐待等による死亡事例は1件、1人であった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数(表1)

府内市町村で受け付けた養介護従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は 241 件で、前年度と比較して 23 件(10.6%)増加した。

表1 相談・通報件数

年度	令和3年度	令和4年度	増減(%)
件数	218 件	241 件	23 件(10.6%)増

(2) 相談・通報者の内訳(表2)

相談・通報者の主な内訳は、相談通報者の合計 263 人に対して、「当該施設職員」が 22.1%と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が 16.0%、「家族・親族」が 15.2%、「その他」が 14.4%、「当該施設元職員」が 12.2%であった。なお、「本人による届け出」は 1.5%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 241 件と一致しない。

表2 相談・通報者の内訳

	本人による届け出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	(医師含) 医療機関従事者	(ケアマネジャー) 介護支援専門員	援センター職員・社協職員	介護相談員・地域包括支援センター職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数(人)	4	40	58	32	42	11	11	9	0	3	3	38	12	263	
構成割合(%)	1.5	15.2	22.1	12.2	16.0	4.2	4.2	3.4	0.0	1.1	1.1	14.4	4.6	100	

(3) 事実確認の状況(表3)

「事実確認を行った事例」は 242 件、「事実確認を行っていない事例」は 13 件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた事例(虐待と判断した事例)」が 61 件、「虐待の事実が認められなかった事例」が 110 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 71 件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」のうち、「虐待ではなく調査不要と判断した事例」が 2 件、「調査を予定している又は検討中の事例」が 8 件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、令和3年度に相談・通報があったもののうち、令和4年に入って調査及び対応したものの 14 件を含むため、合計件数は令和4年度の相談・通報件数 241 件と一致しない。

表3 事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行っていない事例					合計 (14)
	総数 (内調査対象 年度以前に通報 ・相談) (14)	事実が 認められた (6)	事実が 認められ なかった (5)	判断に 至らな かった (3)	総数 (0)	虐待で はなく調 査不要 と判断し た (0.8)	調査を 予定して いる又は 検討中 の事例 (3.1)	都道府 県へ調 査を依 頼 (0.0)	その他 (1.2)	
件数(件)	242	61	110	71	13	2	8	0	3	255
構成割合 (%)	94.9	(23.9)	(43.1)	(27.8)	5.1	(0.8)	(3.1)	(0.0)	(1.2)	100

(4)大阪府への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待防止法第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又はさらに都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 242 件のうち、虐待と判断された 61 件の事例について市町村から大阪府に報告があった。

1-2 虐待の事実が認められた事例

虐待の事実が認められた 61 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1)施設・事業所の種別(表4)

「特別養護老人ホーム」が17件、「(住宅型)有料老人ホーム」が17件、「(介護付き)有料老人ホーム」が9件、「介護老人保健施設」が6件、「認知症対応型共同生活介護」が5件、「訪問介護等」が4件、「小規模多機能型居宅介護等」が1件、「通所介護等」が1件、「養護老人ホーム」が1件であった。

表4 施設・事業所の種別

	特別 養護 老人 ホーム	介護 老人 保健 施設	認知 症対 応型 共同 生活 介護	(住宅 型) 有料 老人 ホーム	(介護 付き) 有料 老人 ホーム	小規 模多 機能 型居 宅介 護等	養護 老人 ホーム	短期 入所 施設	訪問 介護 等	通所 介護 等	居宅 介護 支援 等	その 他	合計
件数 (件)	17	6	5	17	9	1	1	0	4	1	0	0	61

(2) 虐待の内容

虐待の内容について集計を行った。なお、被虐待高齢者の総人数は 84 人であった。1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、事例件数(61 件)とは一致しない。

ア. 虐待の種別(表5)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 60.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.7%であった。

表5 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計 (累計)	被虐待高齢者 総人数
人数(人)	51	8	35	8	2	104	84
構成割合 (%)	60.7	9.5	41.7	9.5	2.4	—	—

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総人数 84 人に対するもの

※ 1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総人数 84 人と一致しない。

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表6)

「身体的拘束あり」15.5%、「身体拘束なし」が 84.5%であった。

表6 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

	身体拘束あり	身体拘束なし	合計
人数(人)	13	71	84
構成割合(%)	15.5	84.5	100

ウ. 虐待の程度の深刻度(表7)

4段階評価では、深刻度区分 1(軽度)が 54.5%と最も多く、次いで 2(中度)が 27.3%であった。

表7 虐待の程度の深刻度

深刻度(4段階)	1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	合計
人数(人)	30	15	10	0	55
構成割合(%)	54.5	27.3	18.2	0.0	100

※深刻度区分

- 1(軽度): 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
- 2(中度): 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
- 3(重度): 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
- 4(最重度): 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

エ. 被虐待高齢者の死亡の有無

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度について集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、61 件の事例数と被虐待高齢者の総人数(84 人)とは一致しない。

ア.性別(表8)

「男性」が23.8%、「女性」が76.2%であった。

表8 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数(人)	20	64	0	84
構成割合(%)	23.8	76.2	0.0	100

イ. 被虐待高齢者の年齢(表9)

年齢が確認できた中では、「90～94歳」が27.4%と最も多く、次いで「85～89歳」が20.2%であった。

表9 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障がい者	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不明	合計
人数(人)	3	4	7	5	15	17	23	8	0	2	84
構成割合(%)	3.6	4.8	8.3	6.0	17.9	20.2	27.4	9.5	0.0	2.4	100

「65歳未満障がい者」は、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、高齢者虐待防止法の対象となったもの。

ウ. 要支援・要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表10、表11)

「要介護5」と「要介護4」が31.0%と最も多く、次いで「要介護3」が13.1%であった。要介護3以上は75.0%であった。

また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は72.6%、介護保険認定済者の障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は47.6%であった。

表10 被虐待高齢者の要支援・要介護状態区分

	人数(人)	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	4	4.8
要介護2	4	4.8
要介護3	11	13.1
要介護4	26	31.0
要介護5	26	31.0
不明	13	15.5
合計	84	100.0
要介護3以上	(63)	(75.0)

表11 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度区分

	人数(人)	構成割合(%)
自立または認知症なし	1	1.2
自立度Ⅰ	5	6.0
自立度Ⅱ	10	11.9
自立度Ⅲ	26	31.0
自立度Ⅳ	10	11.9
自立度M	1	1.2
認知症はあるが自立度は不明	14	16.7
認知症の有無が不明	17	20.2
合計	84	100
自立度Ⅱ以上	(61)	(72.6)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

表12 介護保険認定済者の障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	構成割合(%)
自立	0	0.0
J	1	1.2
A	7	8.3
B	26	31.0
C	7	8.3
不明	43	51.2
合計	84	100.0
日常生活自立度(寝たきり度)A以上	40	47.6

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の年齢、職種及び性別について、61件中、虐待者が特定できている56件を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、56件の事例件数と虐待者の総人数68人とは一致しない。

ア. 年齢(表13)

年齢が確認できた中では、「50～59歳」が14.7%で最も多く、次いで「40～49歳」が10.3%であった。

表13 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数(人)	6	6	7	10	2	37	68
構成割合(%)	8.8	8.8	10.3	14.7	2.9	54.4	100

イ. 職種(表14)

「介護職」が76.5%、「施設長」が8.8%、「その他」が7.4%であった。

表14 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数(人)	52	2	2	6	1	5	0	68
構成割合(%)	76.5	2.9	2.9	8.8	1.5	7.4	0.0	100

ウ. 性別(表15)

「男性」が55.9%、「女性」が39.7%であった。

表15 虐待を行った養介護施設従事者等の性別

	男性	女性	不明	合計
人数(人)	38	27	3	68
構成割合(%)	55.9	39.7	4.4	100

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表16、表17、表18)

虐待の事実が認められた事例 61 件について行った対応は以下のとおり。

表16 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数(件)
報告徴収、質問、立入検査	3
改善勧告	1
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	2
指定取消	1
現在対応中	0
その他	2

表17 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数(件)
報告徴収、質問、立入検査	4
改善命令	3
事業の制限、停止、廃止	0
認可取消	0
現在対応中	0
その他	0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

表18 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

	市町村が実施した件数(件)	都道府県が実施した件数(件)
施設等に対する指導	50	0
改善計画提出依頼	48	0
従事者等への注意・指導	14	0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

2 養護者による高齢者虐待への対応状況等

2-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表19)

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は 3,517 件で、前年度と比較して 47 件 (1.4%)増加した。

表19 相談・通報件数

	令和3年度	令和4年度	増減(%)
件数	3,470	3,517	47件(1.4%)増

(2) 相談・通報者 (表20)

「警察」が 43.8%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 22.4%の順であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 3,517 件と一致しない。

表20 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険事業所 職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明 (匿名を含む)	合計
人数(人)	825	123	125	90	24	179	188	41	156	1,616	315	5	3,687
構成割合(%)	22.4	3.3	3.4	2.4	0.7	4.9	5.1	1.1	4.2	43.8	8.5	0.1	100

(3) 事実確認の状況 (表21)

「事実確認調査を行った」が 3,425 件、「事実確認調査を行っていない」が 170 件であった。事実確認調査を行った事例のうち、高齢者虐待防止法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は 5 件であり、「訪問調査を行った事例」が 2,240 件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 1,180 件であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した」が 147 件、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中」が 23 件であった。

表21 事実確認の実施状況

		件数(件)	構成割合(%)	
事実確認調査を行った事例(内調査対象年度以前に通報・相談)		(78)	3,425	95.3
(内調査対象年度 以前に通報・相談)	立入調査以外の方法により調査を行った事例	(76)	3,420	(95.1)
	訪問調査を行った事例	(56)	2,240	[62.3]
	関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	(20)	1,180	[32.8]
	立入調査により調査を行った事例	(2)	5	(0.1)
	警察が同行した事例	(2)	5	[0.1]
	警察への援助要請をしなかった事例		0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例			170	4.7
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例			147	(4.1)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例			23	(0.6)
合計			3,595	100

(注) 本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

※ 令和 3 年度に相談・通報があったもののうち、令和 4 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は令和 4 年度の相談・通報件数 3,517 件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果 (表22)

事実確認を行った結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は 1,485 件であった。前年度は 1,499 件であり、14 件(0.9%)減少した。

表22 事実確認調査の結果

	件数(件)	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,485	43.4
虐待ではないと判断した事例	1,670	48.8
虐待の判断に至らなかった事例	270	7.9
合計	3,425	100

以下、虐待判断事例件数 1,485 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策について集計を行った。なお、被虐待高齢者の総人数は 1,523 人であった。1つの事例に対し、被虐待高齢者が複数人の場合があるため、虐待判断事例件数 1,485 件とは一致しない。

2-2 虐待の事実が認められた事例

(1) 虐待の内容

ア. 虐待の種別 (表23)

「身体的虐待」が 65.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」(36.2%)、「介護等放棄」(17.4%)、「経済的虐待」(15.4%)、「性的虐待」(0.5%)の順であった(重複あり)。

※ 1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総人数 1,523 人と一致しない。

表23 虐待の種別

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	被虐待高齢者 総人数
人数(人)	1,001	265	551	7	235	2,059	1,523
構成割合(%)	65.7	17.4	36.2	0.5	15.4	—	—

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総数(1,523 人)に対するもの。

イ. 虐待の程度の深刻度 (表24)

4段階評価で、深刻度1「軽度」が 42.1%と最も多く、次いで深刻度2「中度」が 32.4%であった。一方、最も重い深刻度4「最重度」は 9.8%であった。

表24 虐待の程度の深刻度

深刻度(4段階)	1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	合計
人数(人)	566	435	211	132	1,344
構成割合(%)	42.1	32.4	15.7	9.8	100

※深刻度区分

- 1(軽度): 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
- 2(中度): 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
- 3(重度): 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
- 4(最重度): 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(2)被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表25、表26）

性別では、「女性」が全体の75.5%を占め、年齢階級別では「75～79歳」と「80～84歳」の割合が多く、全体の48.8%を占めた。

表25 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数(人)	373	1,150	0	1,523
構成割合(%)	24.5	75.5	0	100

表26 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳以 上	不明	合計
人数(人)	100	253	312	431	271	155	1	1,523
構成割合 (%)	6.6	16.6	20.5	28.3	17.8	10.2	0.1	100

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表27）

被虐待高齢者 1,523人のうち、介護保険の要介護認定を行い「認定済み」が66.3%であった。

表27 被虐待高齢者の要介護認定

	人数(人)	構成割合(%)
未申請	438	28.8
申請中	52	3.4
認定済み	1,010	66.3
認定非該当(自立)	21	1.4
不明	2	0.1
合計	1,523	100

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表28、表29、表30）

要介護認定者等 1,010人における要介護状態区分は、「要介護1」が24.7%と最も多く、次いで「要介護2」が20.1%、「要介護3」が16.9%の順であった。要介護3以上は38.0%であった。また、要介護認定者等における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は69.4%、「要介護認定者の障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は65.4%であった。

表28 要介護認定者の要介護状態区分

	人数 (人)	構成割合 (%)
要支援1	87	8.6
要支援2	87	8.6
要介護1	249	24.7
要介護2	203	20.1
要介護3	171	16.9
要介護4	139	13.8
要介護5	74	7.3
不明	0	0.0
合計	1,010	100
要介護3以上	(384)	(38.0)

表29 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数(人)	構成割合(%)
自立又は認知症なし	140	13.9
自立度Ⅰ	160	15.8
自立度Ⅱ	372	36.8
自立度Ⅲ	235	23.3
自立度Ⅳ	66	6.5
自立度M	21	2.1
認知症はあるが自立度は不明	7	0.7
認知症の有無が不明	9	0.9
合計	1,010	100
自立度Ⅱ以上	(701)	(69.4)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

表30 要介護認定者の障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	構成割合(%)
自立	48	4.8
J	292	28.9
A	386	38.2
B	202	20.0
C	73	7.2
不明	9	0.9
合計	1,010	100.0
日常生活自立度(寝たきり度)A以上	661	65.4

エ. 要介護認定者の介護保険サービスの利用状況(表31)

要介護認定者等 1,010 人における介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」が 82.1%で、「過去も含め受けていない」が 13.8%、「過去受けていたが判断時点では受けていない」が 4.2%の順であった。

表31 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数(人)	構成割合(%)
介護サービスを受けている	829	82.1
過去受けていたが判断時点では受けていない	42	4.2
過去も含め受けていない	139	13.8
不明	0	0
合計	1,010	100

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表32）

「虐待者とのみ同居」が 54.2%、「虐待者及び他家族と同居」が 29.8%と、全体の 84.0%が虐待者と同居であった。

表32 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数(人)	826	454	236	7	0	1,523
構成割合(%)	54.2	29.8	15.5	0.5	0.0	100

カ. 家族形態（表33）

「未婚の子と同居」が 38.0%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 29.1%、「単独世帯」が 10.0%であった。

表33 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数(人)	153	443	578	123	84	141	1	1,523
構成割合(%)	10.0	29.1	38.0	8.1	5.5	9.3	0.1	100

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

調査対象期間内に虐待と判断された事例における被虐待者の実人数について集計

キ. 虐待者との関係（表34）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 36.5%と最も多く、次いで「夫」が 25.9%、「娘」が 18.9%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数人の場合があるため、虐待判断事例件数 1,485 件と虐待者人数 1,523 人とは一致しない。

表34 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数(人)	408	118	576	298	23	11	30	45	67	0	1,576
構成割合(%)	25.9	7.5	36.5	18.9	1.5	0.7	1.9	2.9	4.3	0.0	100

ク. 虐待者の年齢（表35）

虐待者の年齢階級は、「50～59 歳」が 25.1%と最も多く、次いで「80 歳以上」が 18.6%、「70～79 歳」が 16.8%の順であった。

表35 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明	合計
人数(人)	130	254	396	172	265	293	66	1,576
構成割合(%)	8.2	16.1	25.1	10.9	16.8	18.6	4.2	100

(3) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無 (表36)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が 22.4%と約2割の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 45.1%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は、15.2%であった。

表36 虐待への対応策としての分離の有無

	人数(人)	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	445	22.4
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	896	45.1
現在対応について検討・調整中の事例	26	1.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居・入院・入所等)	302	15.2
その他	317	16.0
合 計	1,986	100

※ 令和3年度の虐待判断事例のうち、令和4年度に入って対応を行ったものも含むため、合計人数は令和4年度の虐待判断事例における被虐待者 1,523 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例 (表37)

分離を行った事例のうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 29.2%と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置」が 19.6%、「緊急一時保護」が 16.4%、「医療機関への一時入院」が 15.1%、「虐待者を高齢者から分離(転居等)」が 10.3%の順であった。

表37 分離を行った事例の内訳

	人数 (人)	構成割合 (%)	面会制限を行っ た事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	130	29.2	24
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	87	19.6	68
緊急一時保護	73	16.4	62
医療機関への一時入院	67	15.1	12
上記以外の住まい・施設等の利用	31	7.0	10
虐待者を高齢者から分離(転居等)	46	10.3	2
その他	11	2.5	0
合 計	445	100	178

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表38）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 69.2%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.9%であった。

表38 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	人数(人)	構成割合(%)
経過観察(見守り)	108	12.1
養護者に対する助言・指導	620	69.2
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	37	4.1
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	72	8.0
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	250	27.9
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	35	3.9
その他	181	20.2
合 計	(累計) 1,303 (人数)896	

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者 896 人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 137 人(調査対象年度内に成年後見制度利用開始済 93 人)、「利用手続き中」が 104 人であり、これらを合わせた 241 人のうち、市町村長申立の事例は、160 人(66.4%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 11 人であった。

(4) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者(※介護している親族を含む)による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 事件形態及び被害者数(表39)

「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」は 1 件であった。

表39 事件形態

	人数(人)
養護者による被養護者の殺人	0
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	0
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	1
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0
その他	0
合 計	1

イ. 加害者の性別及び続柄

加害者の性別は「男性」1 人、続柄は「息子」が 1 人であった。

ウ. 被害者の性別及び年齢

被害者の性別は「男性」が 1 人、年齢は「90 歳以上」が 1 人であった。

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを利用している」という状況であった。